

企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン

日本製薬工業協会

(2012. 3. 14 策定、2012. 4. 1 実施)

(2017. 2. 22 改定、2017. 4. 1 実施)

会員会社の活動における患者団体との関係の透明性を確保することにより、その活動が患者団体の独立性を尊重する高い倫理性と相互理解を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることを目的としたものである。

1. 会員会社は、本ガイドラインを参考に自社の「患者団体との関係の透明性に関する指針」を策定し、自社における行動基準とする。
2. 患者団体とは、患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者団体および患者支援団体とする。会員会社が資金提供・支援を行う団体の選定基準については会員会社の判断に基づく。
3. 自社の「患者団体との関係の透明性に関する指針」には以下の項が記載されることが望ましい。

(1) 会員会社の姿勢

患者団体との関係は、患者団体の独立性を尊重し透明性を確保する必要がある。透明性を確保するために、会員会社が関与している事実を明らかにし、資金提供については、その目的、内容等を書面により合意し、記録を残す必要がある。

また、会員会社が行う患者団体とのあらゆる活動は、日本製薬工業協会（以下、製薬協）で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「製薬協コード・オブ・プラクティス」、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、「患者団体との協働に関するガイドライン」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従うことを表明する。

(2) 公開方法

会員会社は、自社ウェブサイト等を通じ、前年度分の資金提供等について各社の決算発表後に公開する。

4. 公開対象と内容

会員会社は、直接的資金提供、間接的資金提供、会員会社からの依頼事項への謝礼等、労務提供を行った患者団体についてその内容を公開する。

(1) 直接的資金提供

(対象) 寄付金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

(内容) 直接的資金提供を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載する。但し、費用項目の立て方は会員会社の判断とする。

(2) 間接的資金提供

(対象) ・患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用

・患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

(内容) 間接的資金提供を行った患者団体名及び間接的資金提供総額を記載する。なお、患者団体ごと、費用項目ごとに分けて記載する必要はない。

(3) 会員会社からの依頼事項への謝礼等

(対象) 講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

(内容) 会員会社から依頼を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載する。但し、費用項目の立て方は会員会社の判断とする。

(4) その他

(対象) 労務提供の有無

(内容) 提供した患者団体名を記載する。

5. 公開時期

2013年度分の資金提供等を2014年度から公開する。

以上